

報復処分撤回裁判第 4 回口頭弁論開催！

2012年2月8日東京地方裁判所において報復処分撤回裁判第4回口頭弁論が開催されました。傍聴者は、組合員・OB含め55名が参加しました。

今回の裁判では、被告会社側から出された準備書面について、組合側弁護士から

- ① 3名（齋藤総務科長、小川助役（当時）、澤邊人事課長）の証人を申請しているが、当日、齋藤さんと対応した協運転科長（当時）の申請がされていない。
- ② 組合側証人として、原告の齋藤、淵上本部委員長の2名と会社側が協運転科長を証人として申請しない以上、こちらから申請する。
- ③ 裁判長から案として出された進行協議について打診されたが、多くの傍聴者が今日も参加しているので、これまでどおり口頭弁論を開催してもらいたい。

などを、訴えました。また、3月末までに組合側、会社側双方から証人の陳述書、立証計画を提出することが確認されました。

報告集会で組織破壊を粉碎することを確認！

裁判終了後報告集会を開催し、弁護士、JR東海労本部、新幹線地本裁判プロジェクト、新幹線地本OB会、齋藤書記長、新幹線地本より「美世志会に対する最高裁の上告棄却は認められない」「東二運、尾崎副委員長に対する東京駅への不当配転を許さない」「裁判もいよいよ立証段階に入ってきた。会社の不当性を裁判の場で明らかにし、裁判闘争勝利に向け、さらに職場から闘いを強化しよう」と力強いあいさつがされました。

次回の第5回口頭弁論では立証計画が決まり、証人審問の日程が決定します。

東二運分会は、尾崎副委員長の東京駅への不当配転を許さず、報復処分撤回裁判勝利に向け組織一丸となって奮闘していきます。

次回、第5回口頭弁論は4月11日（水）

11時から 527号法廷です。